

【新型コロナウイルスワクチン接種について】

※ 現段階における滝上町での使用ワクチンは、ファイザー社のワクチンのみであることから、以下、ファイザー社のワクチンに関する内容となります。

- ◆ **使用するワクチン** ファイザー社ワクチン コミナティ筋注
- ◆ **接種回数** 2回(1回目から3週間の間隔をあけて2回目を接種する)
- ◆ **接種料金** 無料
- ◆ **有効性について**

新型コロナウイルス感染症の『発症』を予防します(発症予防効果)。

※ ワクチンを受けた人と、受けていない人の新型コロナウイルス感染症の発症率を比較したところ、ワクチンを受けた人の発症率は、約95%低かったということがわかっています。

なお、ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経ってからとされています。

※ 現時点では『感染予防効果』は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

◆ **安全性について**

主な副反応は、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。1回目よりも、2回目の接種で発生する頻度が高くなる傾向がありますが、いずれも数日で軽快することがわかってきています。

<接種部位の痛み> 1回目、2回目の接種後、ともに90%以上

<発熱> 2回目の接種後、37.5度以上の発熱が約33%

<疲労・倦怠感> 1回目の接種後に約20%、2回目の接種後に約60%

<頭痛> 1回目の接種後に約20%、2回目の接種後に約50%

ワクチンの成分に対するアレルギー反応であるアナフィラキシーの発生頻度は、アメリカで100万に5人程度と報告されています。

なお、新型コロナウイルスワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

◆ **予防接種を受けることができない方、注意が必要な方**

下記にあてはまる方は、本ワクチンの接種ができない、または接種に注意が必要です。

当てはまるかどうかや、ワクチンを受けて良いかご不明な方は、その病気を診てもらっている主治医にご相談ください。また、当てはまると思われる方は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

受けることができない方

・明らかに発熱している方

※ 明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

・重い急性疾患にかかっている方

・ワクチンの成分に対し重度の過敏症の既往歴のある方

※ アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

・上記以外で、予防接種を受けることが不適切な状態にある方

注意が必要な方 ※以下に該当する方は、接種予約の際に必ずお申し出ください。

・抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害(血友病など)のある方

・過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方

・過去に予防接種を受けて、接種2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方

・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

・過去にけいれんを起こしたことがある方

妊娠中、又は妊娠している可能性がある方、授乳されている方は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

裏面もご覧ください

◆ 接種までの流れ

- ① 町から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。
- ② 接種日程や会場を確認の上、電話やインターネット(LINE受付システム)で予約をしてください。
- ③ 予約確定後、町から接種日程案内と予診票(接種2回分)が届きます。
- ④ ワクチン接種日までに予診票に必要事項を記載しておきましょう。
※ 体温は、接種当日に計測してください。
- ⑤ 体調確認の上、接種に必要な物を持参し、会場にお越しください。
※ 体調不良の場合や、37.5 度以上の体温がある場合は、接種を受けることができません。
- ⑥ 医師の予診の後、接種をお受けいただきます。
※ 予診の結果、接種を見送ることもあります。あらかじめご了承ください。
- ⑦ 接種後、体調確認を行うため、30 分間接種会場に待機いただきます。

◆ 接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

万が一、ワクチンの接種によって健康被害が生じた場合には、滝上町保健福祉課健康推進係にご相談ください。

【新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口】

新型コロナウイルスワクチンに関するご相談・お問い合わせは、下記の窓口へお願いいたします。

相談内容	相談先	
接種券の発行 接種会場・日程 予約の受付・変更	滝上町 新型コロナワクチン接種 コールセンター	TEL 050-5445-5401 ※通話料金がかかります 平日 午前9時～午後4時
ワクチン接種による副反応	北海道 新型コロナウイルスワクチン 接種相談センター	TEL 0120-306-154 (フリーダイヤル) 午前9時～午後5時30分 ※土日・祝日も実施
ワクチンに関する 最新情報	厚生労働省 新型コロナワクチン コールセンター	TEL 0120-761-770 (フリーダイヤル) 午前9時～午後9時 ※土日・祝日も実施

◆このお知らせに関するお問い合わせ先◆

滝上町保健福祉課健康推進係 TEL 0158-29-2111(内線234)